

公的資金補償金免除繰上償還の実施について

制度の概要（平成19年度）

平成18年に総務省及び財務省は、平成19年度から21年度の3年間に限り地方公共団体の財政健全化を支援するため、公的資金からの借入金の繰上返済を行う場合に必要な『補償金(※)』を免除する制度を設けました。（※）将来支払う予定の利息相当額

当時企業団では給水原価の抑制を図るため、平成17年度には高利率の借入金の借換えを実施し、職員手当の見直し等の費用削減に取り組んでいました。さらに、この制度を利用することにより支払利息の負担軽減が図られることから、九州財務局等の関係機関と申請に向けての協議を行いましたが、申請の条件となる財政指標について、設定された諸要件よりも経営状況が良好であると判断されたため制度の利用ができず、補償金を支払うことで自己財源での繰上償還を実施しました。

補償金有り繰上償還による支払利息の負担軽減効果額	
実施時期	平成 19年 4月 19日
借入先	財務省財政融資資金 2件
借入金額	1億8,800万円
貸付残高	1億4,490万円
負担軽減効果額	2,700万円

制度の利用（平成22年度）

この度、平成22年度からの3年間の制度延長と、要件の緩和措置が設けられたことにより、企業団が従来から取り組んできた費用削減の実績が認められ、借入金の一部（金利 7.0%以上）について制度の利用が可能となりました。

この制度では、申請に対する国の承認が必要であり、別紙の『公営企業経営健全化計画』を策定し、平成22年12月に国の承認を受けました。なお、償還の財源は自己財源により行うものとし、平成23年 3月に補償金免除繰上償還の実施が完了しました。

補償金免除繰上償還による支払利息の負担軽減効果額		
実施時期	平成 23年 3月 22日	平成 23年 3月 25日
借入先	旧公営企業金融公庫 2件	財務省財政融資資金 4件
借入金額	5,300万円	3億3,600万円
貸付残高	6,726万円	
補償金免除額	730万円	
負担軽減効果額	761万円	

今後も、経営健全化計画に基づき、事業運営の効率化を維持すると共に、さらなる給水サービスの向上に努めてまいります。